

總聯合歌 (五杯の節)

3.

日本労働組合總聯合規約改正草案

第一章 總則

- 第一條 本聯合は日本労働組合總聯合會
- 第二條 本聯合は本聯合の組織を以て
- 第三條 本聯合は本聯合の組織を以て

第二章 組織

- 第四條 本聯合は本聯合が加盟する
- 第五條 同一地方に二個以上の加盟するものとする。
- 第六條 本聯合に加盟せる同一連帯組織することを得。

第三章 機関

- 第七條 本聯合に次の機関を置く
- 第八條 大會は本聯合の最高機関とし、二年に一回開かれ、但し中央委員会が召集することを得。
- 第九條 大會代表議決権の行使は、中央委員会に委任することを得。
- 第十條 中央委員会は本部役員を以て

工業主の違反、既法行為に對しては体刑を課することは勿論罰金刑を増徴する
 こと、
 實行方法
 新任執行委員會に於ての改正要項を成文化し、日本労働組合會議と協力し政府に要請する。

以上